

令和8年3月25日

各 位

福島県信用保証協会

旧常勤役員による重大なコンプライアンス違反について

このたび、当協会の旧常勤役員による重大なコンプライアンス違反が判明いたしました。

本件につきましては、関係者からの申告を契機として、当協会に必要な調査を実施した結果、当該役員による人権を侵害するハラスメントの事実を確認しました。

このような事態を招き、被害に遭われた関係者の皆様ならびに社会の皆様の信頼を損なう結果となりましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

当該役員は、当協会からの調査を受けた後、辞任をしております。

当協会といたしましては、様々な会議及び研修においてコンプライアンスにかかる教育及び周知活動を継続的に実施し、またハラスメントの未然防止や早期発見・早期対応のため相談機能の充実化をしている中において、ハラスメント行為に及んだことは、遺憾な行為であったと言わざるを得ません。

あらゆるハラスメントは人権を侵害し、被害者の名誉や尊厳を傷つけるものです。当協会は、本件を重大な問題であると認識し、すでに監督官庁に報告をしております。

今後は、弁護士等の法律専門家と連携しつつ、当協会職員のみならず役員に対するコンプライアンス順守を徹底し、より一層の再発防止策を検討・実施し、「倫理意識の醸成」、「コンプライアンスに関する取組強化」を図ってまいります。

なお、本事案に関わる関係者のプライバシーや名誉に配慮する必要があることから、本事案の詳細については公表を控えさせていただきます。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【本件に関する窓口】

福島県信用保証協会 総務部総務企画課

電話番号 024-526-2331

受付時間 平日9:00～17:15